転物認可

セクハラ 労災認定に壁

「発病前6カ月」基準の解釈に差

職場のセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）による心の病の労災認定をめぐり、疑問の声が高まっている。1月、労災認定が受けられなかったのは不当として北海道の元派遣社員の女性が国を相手取った初の行政訴訟を起こした。背景にはセクハラ被害の重さに対する理解の遅れがある。（編集委員・竹信三恵子）

行為認めても認定せず

「上司のセクハラの後遺症で、恐怖感や震えが出て働けない。なのに労働災害と認められず、保険も受け取れない」。セクハラ労災認定をめぐり行政訴訟を起こした元派遣社員の女性（40）は言う。

01年、北海道の大手企業に派遣された。派遣先の上司から「愛している」と携帯メールを送りつけられたり、手にキスされたりした。「お前たちの代わりはいくらでもいる」と言われ、失業がこわくて我慢を重ね、心療内科でストレスによる強迫神経症と診断された。

その後、要求に応じなかったため、中傷や無視なども始まった。派遣会社の窓口に相談したが、有効な対策はとられず、体調は悪化。06年、退職に追い込まれたという。

働くと体調が悪くなり、わずかな障害年金では生活できず、07年、労災保険を申請した。しかし、労働基準監督署に認められなかった。労働局への審査請求も棄却され、労働保険審査会への再審査請求も09年に却下された。

問題になっているのは、「発病前約6カ月」という認定の条件だ。

労働保険審査会は、発病前の6カ月間以内にセクハラ行為自体はあったと認めたが、発病させるほどのものではないとし、症状を悪化させた中傷や無視は、通院して診断を受けた「発病後」のことなので、評価の対象外とした。

総合評価では、職場の対応がどうだったかも考慮されることになっている。これについても、女性が相談窓口に出向いたのは診断の後なので、発病の原因ではないとして却下した。

原告代理人の板倉由実弁護士は「指針に『発病前の約6カ月』の条件があり、しかも、最初に診断した時点を発病の時点と認定する傾向があるため、上司のパワハラも、相談窓口の支援の不十分さも、発病以後として切り捨てられてしまった」と言う。

この条件は、「発症までの潜伏期間が6カ月を超えることはまれ」といった専門家の意見をもとにしたもの。だが、板倉弁護士は「それ以上さかのぼってはいけないという意味ではないはず。これでは被害の状況を正確に評価できない」と指摘する。

一方、厚生労働省職業病認定対策室の担当者は「おおむね6カ月なので幅はある。ゆるめすぎると、労基署ごとの判断がばらつき、批判の矢ネになりかねない」と説明する。

弁護士たちにセクハラ被害の状況を説明する原告女性（手前左）＝東京都内

内容や状況の総合判断で決定

セクハラによる心の病は、過労うつ病などと同様、業務が原因の病気として労災保険の対象になる。厚生労働省が労基署などに示している評価方法＝図＝では、セクハラの場合、二つの要素について評価する。一つは、行為自体の内容や程度。もう二つは、行為がどの程度続いたのか、ひどくなったのかなど、その後の状況。この二つを総合評価して決められる。

レイプなど、心理的負荷が極度な場合は、その出来事があっただけで病気の原因と認められる。

ただし、いずれの場合も、原因となる行為などが発病前の約6カ月以内に起きていることが条件だ。

セクハラによる病気を労災の対象にする指針は99年に出されたが、労基署が「上司の資質の問題で業務上の行為ではない」として認めない事例が相次ぎ、批判を浴びた。厚労省は、判断のばらつきを防ぐため、05年に趣旨を徹底するよう通知した。

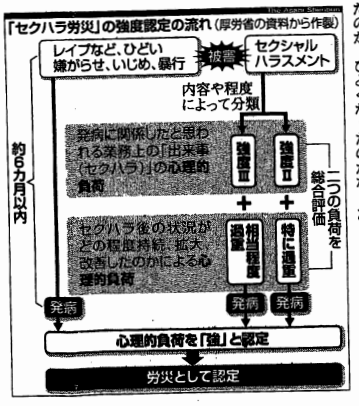

「実態理解されていない」

3月に開かれた「セクハラ労災の不支給処分取り消しを求める院内集会」では、労災が不支給となった被害者たちから、被害の実態が理解されていないという声が相次いだ。

東京都の経理の女性と、愛知県のシングルマザーのトラック運転手は、セクハラによる精神不安で退職に追い込まれたが、「周囲に嫌悪感や恐怖感などに気づいた者はおらず、心理的負荷が大きかったとする申し立てと合わない」として認定されなかった。

セクハラによる心の病気で休職が長引き、解雇されたシングルマザーは、その8年前に上司から受けたストーカー行為が重症化につながったと医師に言われた。しかし、「発病前約6カ月間」という基準が壁となって労災が認められなかった。

一方、09年に労災認定された奈良県の元派遣女性は、夫に恨い切って相談して警察に被害届を出し、その供述調書が認定の決め手になった。労基署の担当者がセクハラ被害に理解があったことも、力になったという。

セクハラへの理解が進まない中で、女性に対する暴力問題に取り組む「パープルリボンプロジェクト」は昨秋、労災申請のノウハウをまとめた「セクハラ労災を知っていますか?」を編集、被害者支援に乗り出した。同プロジェクトの近藤恵子さんは「労基署でセクハラにくわしい人に担当してくれるよう要求したり、審査のための資料を整えておいたりすることも必要」と話している。

担当者に研修を

セクハラ被害にくわしいカウンセラー井上藤耶子さんの話

セクハラは、拒否すると仕事を失うのが怖くて穏便にすませようとするため、周囲から「不倫」「恋愛のもつれ」と誤解されて、被害者の傷はさらに深まる。回復には時間がかかり、3、4年精神科に通院する例も珍しくない。後遺症で退職に追い込まれると、そのまま貧困に陥る例もある。深刻な暴力だという理解が現場にないと、厚労省の通知も生かされない。会社のセクハラ相談窓口や労基署の担当者に、セクハラ研修をしっかり行う必要がある。